

京都市介護老人福祉施設入所指針

1. 趣旨

介護保険制度の導入により、介護老人福祉施設（以下「施設」という。）への入所方法が「措置制度」から「契約制度」に変わり、要介護1以上の方がその意思に基づいて自由に入所申込みができることとなり、申込者数が急増してきた。また、施設ではこの多数の申込みに対して、一般的に申込み順で入所者を決定してきた。

このような結果、真に入所が必要な方が、直ちに入所できない状況となっている。

この状況を改善するため、平成14年8月に「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）」の一部が改正され、入所申込者の介護の必要の程度及び家族の状況等を勘案したうえで、入所の必要性の高い方の優先的な入所に努めることとなった。

そこで、京都市内の施設が統一した入所申込み手続及び優先入所の評価基準により、入所決定することが市民に信頼される介護老人福祉施設として必要と考え、平成14年8月7日付厚生労働省通知に基づき、京都市、京都市在宅介護支援センター連絡協議会、京都府介護支援専門員協議会と京都市老人福祉施設協議会が連携、協議を行い、本指針を策定したものである。

2. 目的

この指針は、京都市内の施設入所に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保するとともに、必要性の高い方が円滑かつ適切に入所できることを目的とする。

3. 優先入所対象者

優先入所の対象者は、要介護度1から5と認定された方のうち、「身体的精神的状況」、「主たる介護者の状況」、「居住環境」及びその他の状況により、在宅での生活の継続が困難な高齢者等で、入所することによって積極的に心身の状態等の維持・改善、QOL（生活の質）の向上等が図れる方等とする。

4. 入所申込みの方法及び状況把握

- (1) 施設への入所申込みは、担当の介護支援専門員を通じ、「入所申込書（様式1）」、「優先入所に関する評価票（様式2）」及び「入所選考に関わる調査票（様式3）」を提出することによって行う。ただし、様式2の評価票の項目にない優先入所に関する特別な事由がある場合は、特記事項欄に記載するか又は意見書（任意様式）を添付する。

なお、担当の介護支援専門員がいないなどの場合は、施設が対象者の状況を把握して様式2の評価票及び様式3の調査票を作成する。

- (2) 施設は、「入所申込書」等を受理した場合は、受付簿を作成し管理する。

5．申込みの変更及び取消しの届出

- (1) 担当の介護支援専門員及び申込者は、入所申込み後に心身の状況の変化が生じた場合や申込みを取り消す場合（辞退・死亡等）は施設に対して、その旨の変更等の届出をしなければならない。
- (2) 辞退等を理由として申込みを取り消した者が、再び入所を希望する場合は改めて申し込まなければならない。

6．入所者決定までの手順

- (1) 優先入所該当者名簿の作成

施設は、後述の入所検討委員会において、様式2の評価票等に基づいて総合評価を行い、入所の必要性の高い方を総合評価Aとし、当該申込者を優先入所該当者として、「優先入所該当者名簿」を作成する。

- (2) 優先入所該当者名簿の見直し

優先入所該当者名簿は、少なくとも6箇月に一度は点検を行い、更新していくこととする。ただし、総合評価A以外に該当する申込者で、心身や居住環境等の状況変化等により変更の届出があった場合や、入所の必要性の高い新規申込者があった場合は、入所検討委員会において、随時変更を行う。

- (3) 入所者の決定

施設は、優先入所該当者の中から、下記ア～エの施設固有の条件に基づいて優先度の高い方から入所者を決定する。

ア 男女の別

イ 居室条件（ADL（日常生活動作）等の主に身体機能や痴呆等の問題行動等に関する条件）

ウ 地域性（入所後の家族関係の維持等）

エ 施設の専門性や固有性

7．入所検討委員会の設置・運営

施設は、入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、合議制により、「優先入所該当者名簿」の作成及び入所者の決定を行う。

- (1) 構成

委員は、施設長、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員等で構成する。

なお、委員会には、第三者委員を加えることが望ましい。

(2) 運営

委員会は、必要が生じたときに、施設長が召集し開催する。

委員会は、入所申込者の総合評価の決定・見直し・変更を行い、適正に入所者を決定する。

(3) 記録の保管等

委員会は、入所決定に至る経過を記録し、2年間保管する。

施設は、京都市から求めがあったときは、記録を提出する。

委員会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

8. 特別な事情（緊急）による入所決定

施設は、次に掲げる場合においては、委員会の審議によらず、施設長の判断により入所を決定することができる。その場合において、施設長は直近の委員会で報告するものとする。

- (1) 災害や事件・事故等の事情により、入所希望者の生命身体の安全確保の観点から緊急に施設入所が必要である場合
- (2) 老人福祉法第11条に定める措置委託による場合
- (3) 3箇月を超えた長期入院により退所となった方から、再度、入所申込みがあった場合

9. 適正運用

- (1) 施設は、この指針に基づき、入所者選考に関する規定を定め、適正に入所の決定を行うものとする。
- (2) 施設は、この指針及び入所者選考に関する規定を公表するとともに、入所希望者に対してその内容を説明するものとする。
- (3) 京都市は、この指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行うものとする。

10. その他

- (1) 本入所指針の適用は、平成15年7月1日からとする。ただし、各施設における運用は、平成15年10月1日からとする。
- (2) 本入所指針は、必要に応じて見直すものとする。その場合は、京都市、京都市在宅介護支援センター連絡協議会、京都府介護支援専門員協議会等と京都市老人福祉施設協議会とが協議することとする。